

日本玩具協会会員

ST マーク使用許諾契約者各位

平成 27 年 12 月 10 日  
一般社団法人 日本玩具協会

ST 基準第 3 部（ホルムアルデヒドの試験方法）改定のお知らせ

1. 平成 27 年 11 月 26 日開催の理事会において、ST 基準第 3 部（化学的特性）が別紙のとおり一部改定されましたので連絡させていただきます。
2. 改定基準（ST2012（第 5 版））の施行日は、平成 28 年 1 月 1 日です。
3. 改定の説明は次のとおりです。
  - (1) 本年 7 月 9 日付で、有害物質含有家庭用品規制法の規格基準「ホルムアルデヒドの試験方法」の改定が官報告示されました。（施行は平成 28 年 4 月 1 日）
  - (2) ST 基準第 3 部の 1.6「おもちゃに用いられた繊維製品」及び 2.8「ホルムアルデヒドの試験方法」は、有害物質含有家庭用品規制法の規格基準を採用していることから、ST 基準に、別紙のとおり、当該試験方法（有害物質含有家庭用品規制法の改定試験方法）を反映します。
4. 新旧対照表は、当会の「ST マーク使用許諾契約企業向けホームページ」に掲載されています。

（なお、今回の改定の印刷物（ST2012（第 5 版））は発行しませんので、新旧対照表をお使い下さい。）
5. 平成 28 年 4 月 1 日に改定 ST 基準（ST2016）の施行を予定しています。（改定内容は、後日改めて通知させていただきます。また、それに合わせて印刷物（ST 基準書 2016）の発行を予定しています。）

担当：日本玩具協会事務局  
山口・中田・小林